平成１８年（排）第２１号

排　除　命　令　書

札幌市中央区南一条西二丁目１１番地
株式会社丸井今井
同代表者　代表取締役　畑　中　幸　一

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社丸井今井は，平成１７年１１月２３日から同年１２月２５日までの間，丸井今井札幌本店及び同旭川店において一般消費者に販売した「＜白老和牛＞サーロインステーキ」と称する商品（商品全体の重量が０．８キログラムのもの及び１．２キログラムのものの２品目）及び「＜白老和牛＞すき焼肉」と称する商品（商品全体の重量が１．０キログラムのもの３品目及び１．５キログラムのもの１品目）の６品目の牛肉の詰め合わせ商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，それぞれの店舗に陳列した当該商品の商品見本及び当該商品見本と同一の視野内に掲示した当該商品の「ご注文カード」において行った，同６品目の商品には牛肉以外にソース又は割り下及び蓄冷剤が詰められており，牛肉の重量は，「ご注文カード」の「梱包重量」欄に記載された重量の４０．０パーセントないし６０．０パーセントに相当する重量にすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，「ご注文カード」の「梱包重量」欄に記載された重量から梱包している容器の重量を差し引いた重量に相当する重量の牛肉が詰められたものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品に詰められた牛肉の重量について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認

される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社丸井今井は，今後，「＜白老和牛＞サーロインステーキ」と称する商品（商品全体の重量が０．８キログラムのもの及び１．２キログラムのものの２品目）及び「＜白老和牛＞すき焼肉」と称する商品（商品全体の重量が１．０キログラムのもの３品目及び１．５キログラムのもの１品目）の６品目の牛肉の詰め合わせ商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社丸井今井は，今後，「＜白老和牛＞サーロインステーキ」と称する商品（商品全体の重量が０．８キログラムのもの及び１．２キログラムのものの２品目）及び「＜白老和牛＞すき焼肉」と称する商品（商品全体の重量が１．０キログラムのもの３品目及び１．５キログラムのもの１品目）の６品目の牛肉の詰め合わせ商品又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品に詰められた牛肉の重量について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　株式会社丸井今井は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて行った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社丸井今井（以下「丸井今井」という。）は，肩書地に本店を置き，北海道内において百貨店業を営む事業者である。

2　丸井今井は，平成１７年１１月２３日から同年１２月２５日までの間において，丸井今井札幌本店及び同旭川店にギフトセンターと称する特設の売場を設置し，同ギフトセンターにおいて，一般消費者に対し，歳暮用の商品を販売するに当た

り，当該商品の見本とともに，一般消費者が当該商品を注文することができるよう当該商品の見本と同一の視野内に「ご注文カード」と称するカードを掲示していた。

3　丸井今井は，前記２の歳暮用の商品のうち，別表記載の「＜白老和牛＞サーロインステーキ」と称する商品（商品全体の重量が０．８キログラムのもの及び１．２キログラムのものの２品目）及び「＜白老和牛＞すき焼肉」と称する商品（商品全体の重量が１．０キログラムのもの３品目及び１．５キログラムのもの１品目）の６品目の牛肉の詰め合わせ商品（以下「６品目の歳暮商品」という。）について，これらの商品に梱包される牛肉の重量を明示せずに，ろう製の牛肉の模型が詰められた商品見本又は牛肉の写真を発泡スチロール製の容器の表面に貼付した商品見本を陳列するとともに，それぞれの商品見本と同一の視野内に掲示した「ご注文カード」の「梱包重量」欄に同表の「注文カードに記載された梱包重量」欄記載の重量を記載することにより（例えば，丸井今井札幌本店における「０１－３６１０８－７＜白老和牛＞サーロインステーキ」と称する商品の表示について別添写し），あたかも，これら６品目の歳暮商品は「ご注文カード」の「梱包重量」欄記載の重量から商品の容器の重量を差し引いた重量に相当する量の牛肉が詰められた商品であるかのように示す表示を行っていたが，実際には，これら６品目の歳暮商品には，牛肉のほかに，当該商品見本からは認識することができない同表の「梱包重量に含まれている牛肉以外の物」欄記載のソース又は割り下及び蓄冷剤が詰められており，それぞれの牛肉の重量は，同表の「牛肉の重量」欄記載のとおりであって，同表の「梱包重量に対する牛肉の重量の割合」欄記載のとおり，「ご注文カード」の「梱包重量」欄記載の重量の４０．０パーセントないし６０．０パーセントに相当する量にすぎないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，丸井今井は，６品目の歳暮商品に詰められた牛肉の重量について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年６月１９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生